

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障がい者自立支援給付の支給等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、障がい者福祉に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者自立支援給付の支給等に関する事務
②事務の概要	飯塚市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、身体に障がいのあるかた、知的障がい児・障がい者、精神に障がいのあるかたに対して医療、保健、福祉の観点から、様々な支援を行います。 ①障がい福祉サービスの受付・審査 ② " 支援区分の判定審査会の開催および判定および認定書等発行 ③ " 受給者証発行および継続審査・更新 ④ " 国保連合会異動情報提供および請求情報取込・確認 ⑤更生医療、精神通院医療、育成医療の受付・進達・審査・決定通知書等発行 ⑥ " 受給者証発行および継続審査・更新 ⑦ " 医療費請求額審査 ⑧補装具、日常生活用具等の受付・審査・決定通知書等発行 ⑨ " 給付業者請求内容確認 ⑩地域生活支援事業の受付・審査 ⑪ " 受給者証発行および継続審査・更新 ⑫ " 国保連合会異動情報提供および請求情報取込・確認
③システムの名称	・障害者総合支援、心身障害者台帳、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援情報ファイル、心身障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 社会・障がい者福祉課
②所属長の役職名	社会・障がい者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314~1316)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

福祉部 社会・障がい者福祉課
住所: 飯塚市新立岩5番5号
電話番号: 0948-22-5500(内線1157)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Gray rectangular area for providing the reason for application.

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄業務の際には、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での情報共有や確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するものとなっている。また、システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、複数人での確認を行う事としており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	こども・健康部 社会・障がい者福祉課	福祉部 社会・障がい者福祉課		
平成29年5月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線1221・1222	内線1314～1316		
平成29年5月8日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	内線1174,1175	内線1157		
令和1年6月13日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	II 3 重大事故	発生なし	発生あり		
令和3年2月6日	II 3 重大事故	発生あり	発生なし		
令和3年8月16日	II 1、2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点		
令和4年8月17日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年8月17日時点		
令和4年8月17日	IV 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査		
令和5年2月21日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和4年8月17日時点	令和5年2月21日時点		
令和5年8月21日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和5年2月21日時点	令和5年8月21日時点		
令和6年10月23日	II 1、2 いつ時点の計数か	令和5年8月21日時点	令和6年10月23日時点		
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表117の項		
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の第108、109、110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の第16、26、56-2、57、87、109、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、30、31、44条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和7年1月9日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年1月9日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄業務の際には、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での情報共有や確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		
令和7年1月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策		
令和7年1月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である		
令和7年1月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するものとなっている。また、システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、複数人での確認を行う事としており、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		